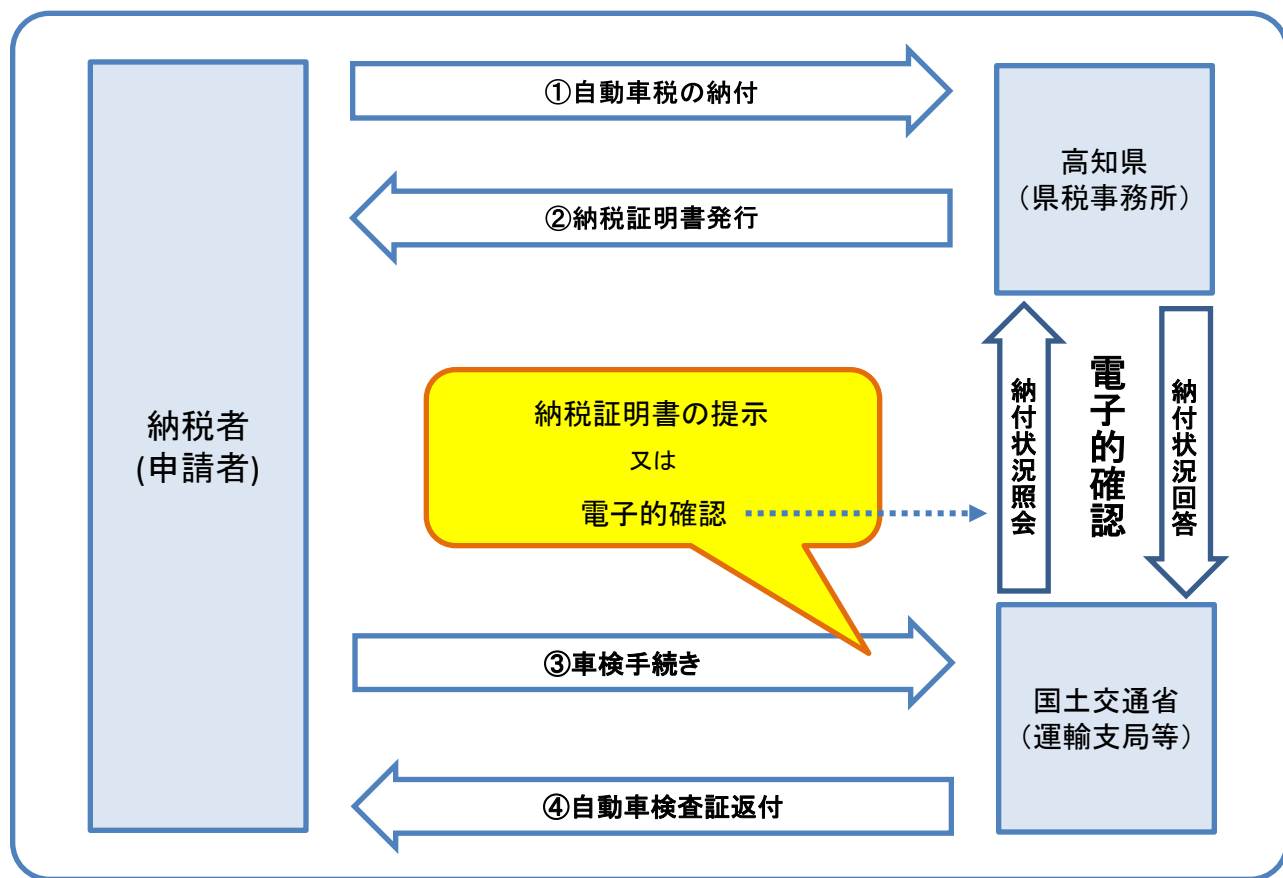


平成27年4月から

車検時に、自動車税の納税証明書の提示が省略できます！

利用者の利便性向上を図るため、国土交通省(運輸支局)と都道府県との間で、電子的に自動車税の納付情報を確認するシステムが構築されます。

これにより、納税証明書を紛失された場合の再交付手続きが不要になります。
ただし、納税証明書の提示が省略できるのは自動車税に未納がない場合に限ります。



(ご注意ください)

・納付情報の電子的確認ができるまで1週間から2週間程度かかりますので、納付後すぐに車検を受ける場合は、今までどおり納税証明書の提示が必要です。

お問い合わせ先

高知県税務課 088-823-9308

高知県中央東県税事務所 088-866-8510

高知県須崎県税事務所 0889-42-2366

高知県安芸県税事務所 0887-34-1161

高知県幡多県税事務所 0880-35-5972

1.納税確認の電子化とは何か。

車検時に自動車税の滞納がないことを電子的に確認し、車検受けを可能とする制度です。(自動車税【J】納付【N】確認【K】システム【S】の頭文字をとって、「JNKS(ジェンクス)」といいます。)

運輸支局の端末で、納税確認をすることができるようになり、納税証明書を提示しなくても、車検を受けることができます。

2.JNKS(ジェンクス)は、こういったときに利用することになるのか。 (納税証明書は不要となるのか。)

納税証明書を紛失した場合等に、県税事務所にて再交付を受けることを省略して車検手続きを行うことができるものです。

なお、毎年5月にお送りしている納税通知書により納付していただき、添付している納税証明書を提示して車検を受けていただくことが基本ですので、今までどおり納税証明書は大切に保管してください。

3.事前に県税事務所に確認の電話をして、証明書の再交付を受けていたが、JNKS(ジェンクス)が始まったら、どうなるのか。

今までどおり、県税事務所へお問い合わせいただくと、自動車税の納付状況についてお答えいたします。申請により納税証明書の再発行も行います。また、JNKSでの車検受けが可能かどうかについてもお答えすることができます。車検証をお手元にお持ちのうえお問い合わせください。

4.自動車税の滞納がないにもかかわらず、JNKS(ジェンクス)が利用できず、納税証明書の交付手続きが必要な場合があるのか。

次のようなケースでは、JNKSによる車検が受けられませんので、今までどおり、納税証明書の交付手続きが必要となります。

納付したばかりのため、運輸支局にその情報が提供されていない場合 (口座振替による納付を含む)

5.全国どこの運輸支局でも、JNKS(ジェンクス)により車検が受けられるのか。

全国の運輸支局でJNKSによる車検受けが可能です。

県税事務所でJNKSによる車検受けが可能かどうかを確認することができるのは、高知県で課税している車に限られます。

このため、他県から転入し、次年度の納期限の前日までに車検を受ける場合は、転入前の県に確認してください。なお、一部の県では、JNKSの実施時期が異なりますので、実施していない県で課税された車であれば、JNKSによる車検受けができませんのでご注意ください。

6.現在、納税通知書の右端に付いている納税証明書は廃止するのか。

高知県では、廃止する予定はありません。納付後、すぐに車検を受ける場合等、JNKSを利用できないこともありまますので、納税証明書は大切に保管してください。